

長建協発第173号
平成23年7月12日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

産業廃棄物税を活用した事業に係る提案・要望等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県では、九州各県と同時に平成17年4月から産業廃棄物税を導入しており、その税収の用途は産業廃棄物税条例第21条の規定により、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進及びその他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てることとされております。

つきましては、標記について、別添のとおり長崎県環境部未来環境推進課長より通知がまいっておりますので、提案・要望等がございましたら別紙様式により7月20日（水）までに協会本部事務局へFAX（095-826-2289）にてご回答方よろしくお願い申し上げます。

☆ お問い合わせ先

長崎県環境部未来環境推進課循環・快適環境班 担当：立木

TEL 095-895-2511

FAX 095-895-2566

産業廃棄物税収を活用した事業に係る提案・要望等について

会社名 _____

1. 産業廃棄物税の税収を活用した事業についてご提案・ご要望をお聞かせ下さい。

2. その他、税制に関するご意見・ご質問等がありましたらお聞かせ下さい。

FAX 095-826-2289

社団法人 長崎県建設業協会